

神奈川県過疎地域持続的発展方針

(令和8年度～令和12年度)

令和7年12月

神 奈 川 県

目 次

第1 はじめに

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による過疎対策	- 1 -
(1) 法に基づく特別措置を活用した過疎対策.....	- 1 -
(2) 過疎法の目的と過疎対策の理念.....	- 1 -
 2 過疎法の仕組み	- 2 -
(1) 過疎地域の要件.....	- 2 -
(2) 過疎法における国・都道府県・過疎地域（市町村）の主な役割.....	- 2 -
(3) 時限	- 2 -
 3 県方針の作成に当たって	- 3 -
(1) 作成の趣旨	- 3 -
(2) 対象地域	- 3 -
(3) 対象期間	- 3 -

第2 神奈川県過疎地域持続的発展方針（県方針）

1 基本的な事項	- 4 -
(1) 過疎地域の現状と問題点.....	- 4 -
(2) これまでの取組.....	- 11 -
(3) 過疎地域持続的発展の基本的な方向.....	- 12 -
(4) 広域的な経済社会生活圏との関連.....	- 12 -
(5) 個別 11 分野の方針.....	- 13 -
 2 移住・定住及び地域間交流の促進、人材育成	- 14 -
(1) 移住・定住の促進.....	- 15 -
(2) 地域間交流の促進.....	- 15 -
(3) 人材の育成	- 15 -
 3 産業の振興、観光	- 16 -
(1) 産業振興	- 16 -
(2) 農林水産業の振興.....	- 17 -
(3) 地場産業の振興.....	- 20 -
(4) 企業の誘致対策.....	- 21 -
(5) 起業の促進	- 22 -
(6) 商業の振興	- 23 -
(7) 観光の振興	- 24 -

4 情報化	- 25 -
5 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保	- 26 -
(1) 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保の方針	- 26 -
(2) 幹線道路ネットワーク等の整備	- 27 -
(3) 農道及び林道の整備	- 28 -
(4) 交通確保対策	- 29 -
6 生活環境の整備	- 30 -
(1) 生活環境の整備の方針	- 30 -
(2) 上水道、下水処理施設等の整備	- 31 -
(3) 消防業務及び救急業務の充実	- 33 -
(4) し尿及びごみ処理施設等の整備	- 34 -
7 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	- 35 -
(1) 子育て環境の確保	- 35 -
(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進	- 36 -
(3) 障がい者の保健及び福祉の向上及び増進	- 38 -
8 医療の確保	- 39 -
9 教育の振興	- 40 -
(1) 教育の振興	- 40 -
(2) 公立小中学校等の教育施設の整備等	- 41 -
(3) 社会教育施設、体育施設、集会施設等	- 42 -
10 地域文化の振興等	- 44 -
11 集落の整備	- 46 -
12 再生可能エネルギーの利用の推進	- 47 -

第1 はじめに

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による過疎対策

(1) 法に基づく特別措置を活用した過疎対策

- 過疎対策は、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」（昭和45年法律第31号）から、現行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）まで5次にわたる法律に基づく国の「特別措置」を活用しながら、進められています。

(2) 過疎法の目的と過疎対策の理念

- 過疎法は、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、過疎地域の「持続的発展」を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています。
- また、過疎法では、過疎地域の公益的機能や過疎対策の理念として、次のことが掲げられています。
 - ・ 過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが發揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている。
 - ・ また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。
 - ・ しかるに、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっている。
 - ・ このような状況に鑑み、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。

[過疎地域とは]

人口の著しい減少等に伴って地域社会の活力が低下し、生産機能や生活環境の整備等が他の地域に比べて低い水準に止まっている地域のことです。

過疎地域の要件は、過疎法で定められており、人口要件と財政力要件の両方を満たす市町村の区域をいいます。（過疎法第1条、第2条）

[持続的発展とは]

過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上のことを言います。

2 過疎法の仕組み

(1) 過疎地域の要件

- 過疎地域は、過疎法において、次の「人口要件」及び「財政力要件」の両方を満たす市町村とされています。

<過疎地域の要件>※令和3年4月公示

人 口 要 件				財政力要件
下の①～④のいずれかに該当すること				
① S50～H27 (40年間) の人口減少率 (28%以上)	S50～H27 (40年間) 人口減少率 (23%以上) かつ ② H27高齢者比率 (35%以上)	③ H27若年者比率 (11%以下)	④ H2～H27 (25年間) 人口減少率 (21%以上)	H29-R1 (3か年平均) 財政力指数 (0.51以下)

- 総務省「令和5年度版 過疎対策の現況（令和7年3月）」によると、過疎法に基づき、令和6年4月1日に過疎地域として公示されているのは、全国1,719市町村のうち885市町村で、全体の51.5%となっています。

人口で見ると、全市町村1億2,615万人のうち1,167万人で全体の9.3%、面積で見ると、全市町村377,976km²のうち238,675km²で、全体の63.1%となっています。

(2) 過疎法における国・都道府県・過疎地域（市町村）の主な役割

- 国は、「過疎対策事業債などの特別措置」などにより過疎地域を支援します。
- 都道府県は、「過疎地域持続的発展方針（以下「県方針」という。）の策定」などにより過疎地域を支援します。
- 過疎地域（市町村）は、「過疎地域持続的発展市町村計画（以下「市町村計画」という。）」を策定し、特別措置などを活用した過疎対策を実施します。

(3) 時限

- 過疎法は、令和13年3月31日限り、その効力を失う時限措置法となっています。

3 県方針の作成に当たって

(1) 作成の趣旨

過疎法に基づき作成するもので、県が広域的な視点から今後の過疎地域の持続的発展のための基本的な方向を総合的に示すもので、過疎地城市町村が市町村計画を作成する際の指針となるものです。

(2) 対象地域

過疎地城市町村

※ 令和3年4月1日の過疎法施行時に公示された県内の市町村は、真鶴町です。

以降、追加で公示された市町村はありません。

<真鶴町の状況>

	人口要件 下の①～④のいずれかに該当すること				財政力要件
	① S50～H27 (40年間) の人口減少率 (28%以上)	S50～H27 (40年間) 人口減少率 (23%以上) かつ		④ H2～H27 (25年間) 人口減少率 (21%以上)	
真鶴町	26.6%	38.7%	10.5%	23.5%	H29-R1 (3か年平均) 財政力指数 (0.51以下)



※ 真鶴町は、「過疎地域自立促進特別措置法」(以下、「旧法」という。) 下でも、平成29年4月1日に過疎地域として公示されました。

(3) 対象期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

第2 神奈川県過疎地域持続的発展方針（県方針）

1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

ア 概況

真鶴町は、県の西部に位置し、総面積は 7.05 km²で、全町域が起伏に富んだ複雑な地形をなしており、平たん地はほとんどなく、県内で2番目に小さな町です。町には漁業、石材業、農業、商業、観光業といった様々な産業が営まれてきました。

しかしながら、それらの産業を取り巻く環境も一層厳しくなり、後継者不足もありまつて、それぞれの産業に従事する町民の暮らしにも影響してきています。

令和7年1月1日現在、県の総人口に占める真鶴町の人口の割合は0.07%、総面積に占める町の面積の割合は0.29%となっており、また、人口密度は929.50人/km²と、県内全域の3,808.16人/km²と比較して約4分の1となっています。

年齢3区分別人口を見ると、年少人口（0～14歳）は407人、生産年齢人口（15～64歳）は3,141人、老人人口（65歳以上）は3,005人となっています。真鶴町の若年者比率（総人口に占める15～29歳人口の比率）は8.10%となっており、県内全域の15.58%を下回っています。また、高齢者比率（総人口に占める65歳以上人口の比率）は45.86%となっており、県内全域の25.67%を上回っています。

また、真鶴町の財政力指数（令和3年度から令和5年度までの平均）は0.38であり、県内平均の0.84を大きく下回っています。

【人口・面積の状況】

区分	人口（人）	面積（km ² ）	人口密度（人／km ² ）
過疎地域 (真鶴町)	6,553	7.05	929.50
県内全域	9,202,559	2,416.54	3,808.16
割合（%）	0.07	0.29	—

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（令和7年1月1日時点）、

国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和7年1月1日時点）より作成

【年齢3区分別人口の状況】

区分	総数(人)	0~14歳(人)	15~64歳(人) ※()内 は15歳~ 29歳(a)	65歳以上(人) (b)	若年者比率(%) [(a)/総数]	高齢者比率(%) [(b)/総数]
過疎地域 (真鶴町)	6,553	407	3,141 (531)	3,005	8.10	45.86
県内全域	9,202,559	1,022,295	5,818,314 (1,433,389)	2,361,939	15.58	25.67

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（令和7年1月1日時点）

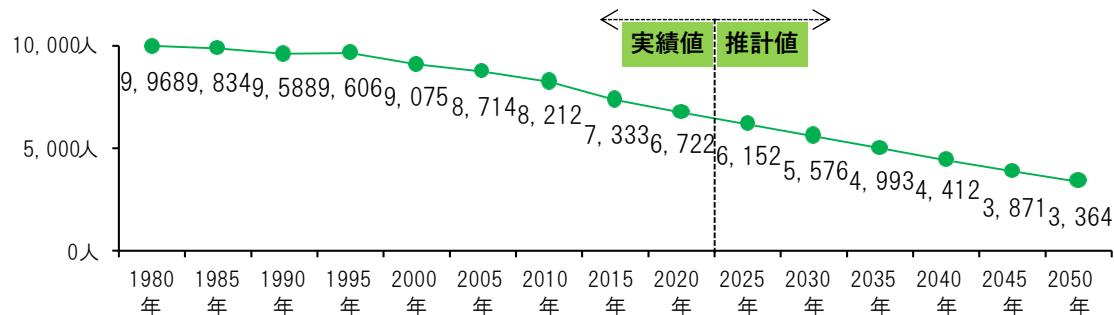
イ 人口の動向

(ア) 総人口の推移

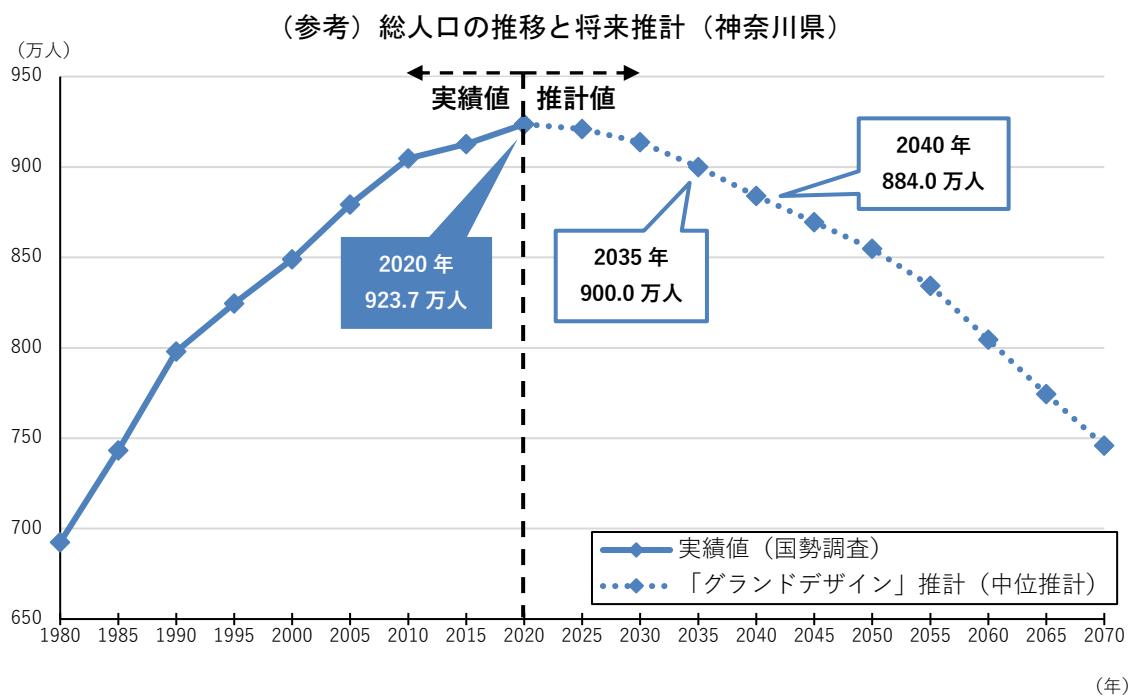
国勢調査によると真鶴町の人口は、令和2年には6,722人となっており、昭和55年の9,968人よりも3,246人減少しています。

令和2年までの国勢調査の結果に基づく真鶴町の将来推計について、国立社会保障・人口問題研究所による令和2年以降の推計値を見ると、5年ごとに550人前後減少していき、令和32年には3,364人になると見込まれます。

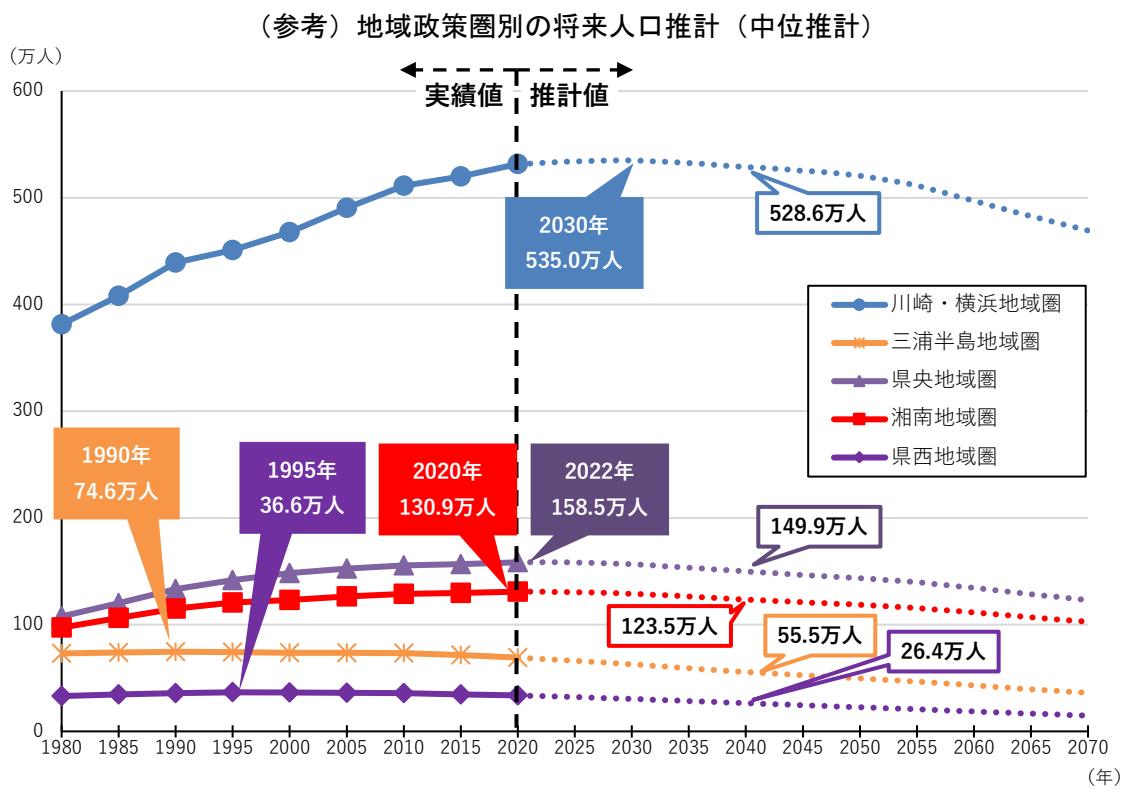
○ 総人口の推移と将来推計（真鶴町）



出典：「第3期 真鶴町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 総合戦略」より作成



[出典] 実績：総務省統計局「国勢調査」から作成
 推計：新かながわグランドデザイン基本構想（以下「グランドデザイン」という。）における総人口の将来推計（中位推計）から作成
 ※この推計は、将来的転入と転出によって生じる社会増減の程度に応じて、高位・中位・低位の3つのケースを設定したもののうち、中位のケースを示しています。



[出典] 実績：総務省統計局「国勢調査」から作成
 推計：「グランドデザイン」における地域政策圏別の将来人口推計（中位推計）から作成
 ※白抜き文字の年次と人口は、各地域政策圏の人口の最大値

(1) 年齢3区分別人口の推移

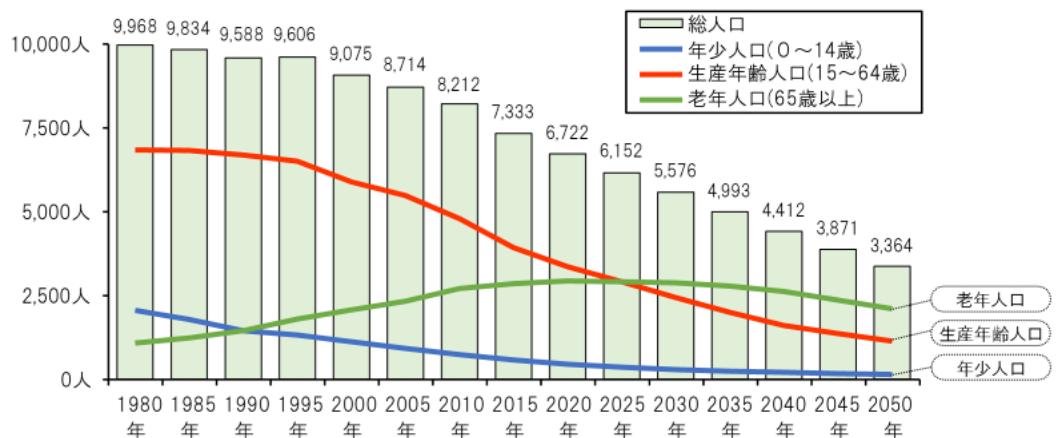
年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）とともに、昭和55年をピークに減少しています。

年少人口は、昭和55年に2,055人（20.6%）であったものの、令和2年には446人（6.6%）まで減少しています。令和7年以降の推計値をみると、令和32年には140人（4.2%）と、ピーク時の約15分の1まで減少するものと見込まれます。生産年齢人口も年少人口同様に、昭和55年の6,830人（68.5%）以降減少が続き、令和32年には1,126人（33.5%）と、ピーク時の約6分の1まで減少するものと見込まれます。

老人人口（65歳以上）は、昭和55年に1,083人（10.9%）であったものの、令和2年には2,923人（43.5%）まで増加しています。令和7年以降の推計値をみると減少局面に入り、令和32年には2,098人（62.4%）になるものと見込まれます。

年少人口や生産年齢人口も減少しているため、老人人口が減少しても高齢化率は上昇していき、令和12年からは町の5割以上が高齢者になると見込まれます。

○ 年齢3区分別人口の推移（真鶴町）



出典：「第3期 真鶴町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 総合戦略」より作成

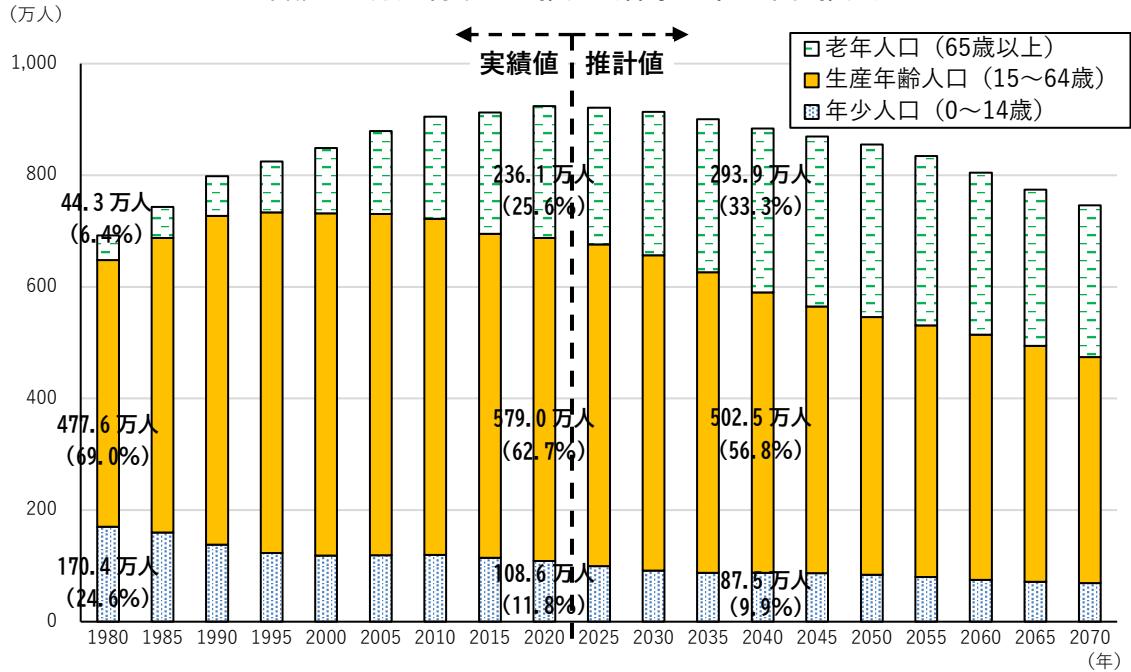
○ 年齢3区分別人口の過去の推移（真鶴町）

	昭和35(1960)年		昭和40(1965)年		昭和45(1970)年		昭和50(1975)年		昭和55(1980)年		
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	9,141		10,258	12.22%	10,284	0.25%	9,999	-2.77%	9,968	-0.31%	
0~14歳	2,839		2,693	-5.14%	2,504	-7.02%	2,307	-7.87%	2,055	-10.92%	
15~64歳	5,793		6,959	20.13%	7,019	0.86%	6,775	-3.48%	6,830	0.81%	
うち15~29歳(a)	2,371		2,894	22.06%	2,628	-9.19%	2,273	-13.51%	2,099	-7.66%	
65歳以上(b)	509		606	19.06%	761	25.58%	917	20.50%	1,083	18.10%	
若年者比率[(a)/総数]	25.94%	—	28.21%	—	25.55%	—	22.73%	—	21.06%	—	
高齢者比率[(b)/総数]	5.57%	—	5.91%	—	7.40%	—	9.17%	—	10.86%	—	
		昭和60(1985)年		平成2(1990)年		平成7(1995)年		平成12(2000)年		平成17(2005)年	
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	9,834	-1.34%	9,588	-2.50%	9,606	0.19%	9,075	-5.53%	8,714	-3.98%	
0~14歳	1,787	-13.04%	1,452	-18.75%	1,319	-9.16%	1,118	-15.24%	923	-17.44%	
15~64歳	6,814	-0.23%	6,679	-1.98%	6,495	-2.75%	5,882	-9.44%	5,471	-6.99%	
うち15~29歳(a)	1,942	-7.48%	1,874	-3.50%	1,709	-8.80%	1,436	-15.97%	1,194	-16.85%	
65歳以上(b)	1,233	13.85%	1,452	17.76%	1,790	23.28%	2,067	15.47%	2,320	12.24%	
若年者比率[(a)/総数]	19.75%	—	19.55%	—	17.79%	—	15.82%	—	13.70%	—	
高齢者比率[(b)/総数]	12.54%	—	15.14%	—	18.63%	—	22.78%	—	26.62%	—	
		平成22(2010)年		平成27(2015)年		令和2(2020)年					
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率				
総 数	8,212	-5.76%	7,333	-10.70%	6,722	-8.33%					
0~14歳	733	-20.59%	573	-21.83%	446	-22.16%					
15~64歳	4,782	-12.59%	3,919	-18.05%	3,344	-14.67%					
うち15~29歳(a)	1,014	-15.08%	774	-23.67%	609	-21.32%					
65歳以上(b)	2,697	16.25%	2,840	5.30%	2,923	2.92%					
若年者比率[(a)/総数]	12.35%	—	10.56%	—	9.06%	—					
高齢者比率[(b)/総数]	32.84%	—	38.73%	—	43.48%	—					

[出典] 総務省統計局「国勢調査」から作成

※平成2(1990)年以降は、総数に年齢不詳が含まれています。

○年齢3区分別将来人口推計（神奈川県・中位推計）



[出典] 「グランドデザイン」における年齢3区分別将来人口推計（中位推計）から作成

※四捨五入の関係で合計と内訳は必ずしも一致しない。

※1980年から2010年の人口は総務省統計局「国勢調査」(年齢不詳の人口を5歳階級別にあん分した人口)、2015年及び2020年の人口は総務省統計局「国勢調査」(不詳補完値)、2025年以降は県推計値。

ウ 就業者数の動向

真鶴町における就業者数は、総人口の減少に伴って全産業で減少傾向にあります。

真鶴町では、農業、漁業といった第一次産業が盛んでしたが、就業者の減少が進んでおり、採石業などの第二次産業も、昭和45年以降、就業者が減少しています。

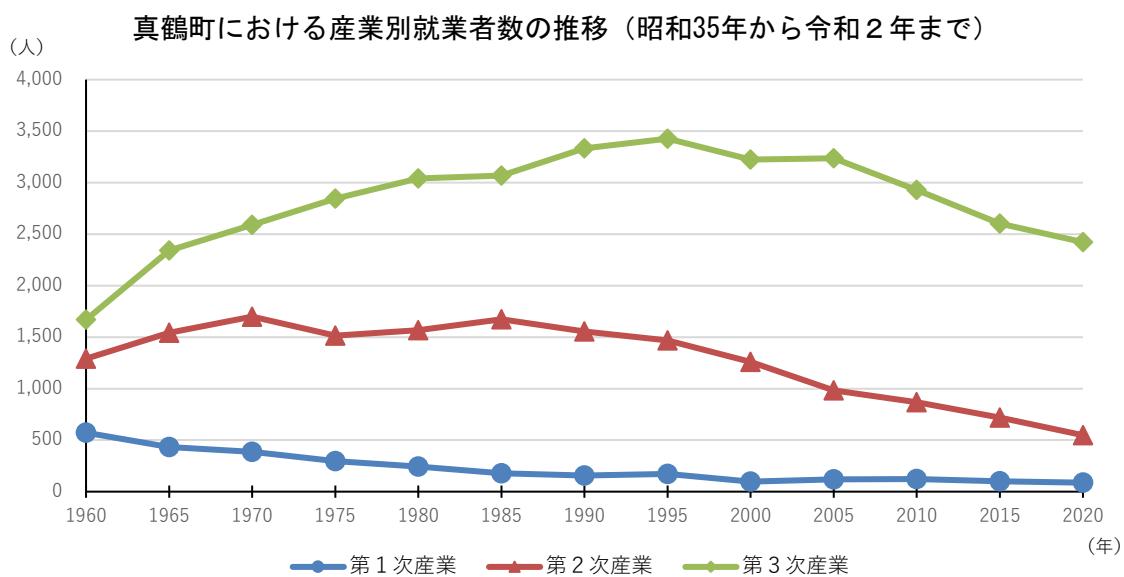
一方、第三次産業では、平成7年まで就業者数が増加しました。平成7年以降は真鶴町全体の人口減に伴い減少していますが、第一次、第二次産業との比率では、増加を続けています。

○ 真鶴町における産業別就業者数の推移（昭和35年から令和2年まで）

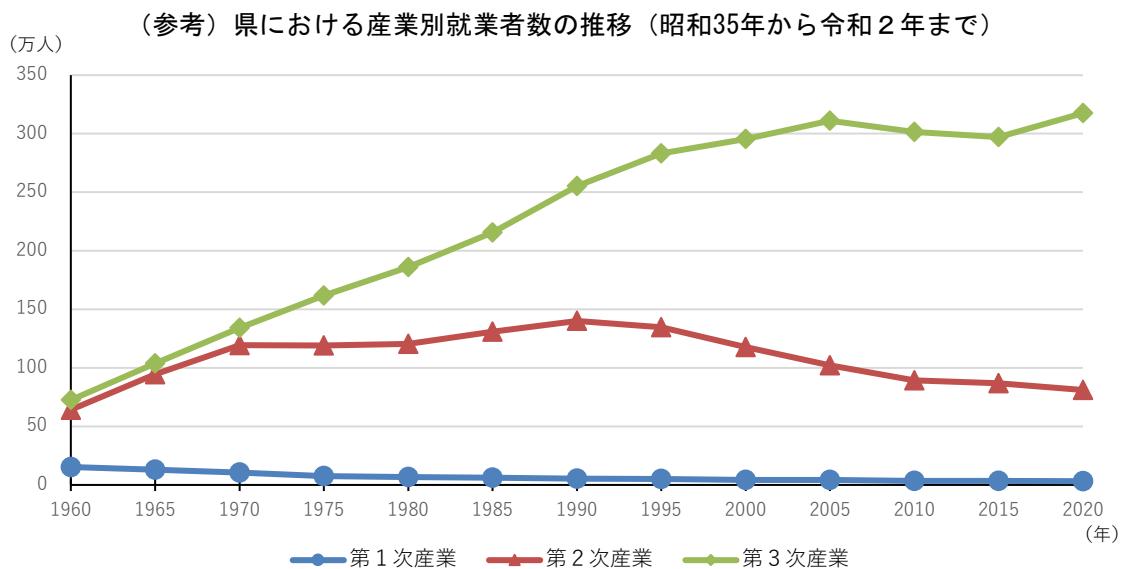
	昭和35(1960)年		昭和40(1965)年		昭和45(1970)年		昭和50(1975)年		昭和55(1980)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	3,531		4,317	22.26%	4,675	8.29%	4,654	-0.45%	4,848	4.17%
第一次産業	16.20%		10.01%	—	8.28%	—	6.36%	—	4.99%	—
第二次産業	36.53%		35.77%	—	36.34%	—	32.53%	—	32.30%	—
第三次産業	47.27%		54.23%	—	55.38%	—	61.11%	—	62.71%	—
	昭和60(1985)年		平成2(1990)年		平成7(1995)年		平成12(2000)年		平成17(2005)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,924	1.57%	5,046	2.48%	5,067	0.42%	4,589	-9.43%	4,353	-5.14%
第一次産業	3.64%	—	3.09%	—	3.39%	—	2.14%	—	2.73%	—
第二次産業	33.98%	—	30.82%	—	28.95%	—	27.44%	—	22.61%	—
第三次産業	62.29%	—	66.03%	—	67.63%	—	70.25%	—	74.34%	—
	平成22(2010)年		平成27(2015)年		令和2(2020)年					
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率				
総 数	3,934	-9.63%	3,467	-11.87%	3,076	-11.28%				
第一次産業	3.13%	—	2.91%	—	2.83%	—				
第二次産業	22.06%	—	20.77%	—	17.82%	—				
第三次産業	74.48%	—	75.08%	—	78.74%	—				

[出典] 総務省統計局「国勢調査」から作成

※昭和60(1985)年以降は、総数に分類不能の産業が含まれています。



[出典] 総務省統計局「国勢調査」から作成



[出典] 総務省統計局「国勢調査」から作成

エ 財政力指数の動向

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指標で、普通交付税の算定の基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。

真鶴町の財政力指数は、年々低下しており、真鶴町では、「毎年低下している要因は人口の減少や高齢化に伴い地方税が伸びていない一方で、デジタル推進や社会福祉・児童福祉に対する需要額が増えているため。」としています。

【財政力指数の推移】

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
真鶴町	0.50	0.49	0.48	0.48	0.47	0.45	0.43	0.40	0.38
県内平均	0.91	0.91	0.91	0.92	0.92	0.92	0.89	0.86	0.84

[出典] 総務省統計局「主要財政指標一覧」から作成

オ 社会資本の整備状況

真鶴町の主な社会資本の整備状況は、次表のとおりとなっており、県内市町村平均と比べると、下水道処理人口普及率が低い状況となっています。

【主な社会資本の整備状況】

項目	真鶴町	県内市町村平均
道路改良率（* 1）	30.7%	63.6%
道路舗装率（* 2）	28.1%	33.8%
水道普及率（* 3）	98.6%	99.9%
下水道処理人口普及率（* 4）	23.3%	97.1%

[出典] * 1、* 2 は 2024 道路統計年報及び真鶴町聞き取り

* 3 は「令和 5 年度 神奈川県の水道」

* 4 は「令和 6 年度 神奈川県の下水道事業」

$$* 1 \text{ 道路改良率} = \frac{\text{真鶴町又は県内の市町村道の改良済延長} \times 100}{\text{真鶴町又は県内の市町村道の実延長}}$$

$$* 2 \text{ 道路舗装率} = \frac{\text{真鶴町又は県内の市町村道の舗装済（簡易舗装を除く）延長} \times 100}{\text{真鶴町又は県内の市町村道の実延長}}$$

（* 1、* 2 の「県内市町村平均」には、政令指定都市を含まない。）

$$* 3 \text{ 水道普及率} = \frac{\text{真鶴町又は県内の現在給水人口} \times 100}{\text{真鶴町又は県内の行政区域内人口}}$$

（「行政区域内人口」：国勢調査確定数を基準人口とした推計人口）

$$* 4 \text{ 下水道処理人口普及率} = \frac{\text{供用開始済区域内人口} \times 100}{\text{真鶴町又は県内の住民基本台帳人口}}$$

（2）これまでの取組

真鶴町が平成 29 年 4 月に過疎地域として公示された際、県は旧法に基づいて「神奈川県過疎地域自立促進方針」を策定し、過疎地域の基本的な方向を示しました。

また、令和 3 年 4 月の過疎法の施行に伴い県方針を策定し、真鶴町では、県方針に基づいて市町村計画を策定し、過疎事業対策債などの制度を活用して、過疎対策に取り組んできました。

県では、真鶴町におけるこうした過疎対策を支援するため、過疎事業対策債の活用に対する助言や、国との事前調整などを行ってきました。

こうした中、真鶴町の人口が依然として減少しているほか、財政的にも厳しい状況となっており、県として引き続き過疎対策に取り組む必要があります。

(3) 過疎地域持続的発展の基本的な方向

県方針は、次の4つの基本的な方向により、過疎地域の持続的発展を図るものとします。

- ① 県が策定した総合計画「新かながわグランドデザイン」を踏まえながら、「神奈川県人口ビジョン」や「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに示した次の人口問題への基本的な方針と整合性を図り、進めていくものとします。

■人口ビジョンに掲げる克服すべき課題と解決に向けたビジョン

[克服すべき課題]

- ・ 人口減少に歯止めをかける
- ・ 超高齢社会を乗り越える

[課題の解決に向けたビジョン]

- ・ 「合計特殊出生率」の向上（自然増に向けた対策）
- ・ 「マグネット力」の向上（社会増に向けた対策）
- ・ 「未病」の取組による健康長寿社会の実現（超高齢社会への対応）

■総合戦略における4つの基本目標

- ・ 神奈川の成長力を生かして魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働く社会を創る
- ・ 国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる
- ・ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、神奈川の未来を担う子どもたちを育てる
- ・ 活力と魅力あふれる持続可能なまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める

- ② 過疎地域の実態に適合するとともに、その特性を活かし、自主性、主体性、創意工夫等を尊重して、行政、集落など地域コミュニティ、地域づくりを支えるNPO、企業などの多様な主体との協働・連携により、進めていくものとします。
- ③ 過疎地域の住民の福祉の向上のためのみならず、過疎地域の豊かな自然環境・地域資源などが持つ、広く県民全体の生活に豊かさと潤いを与え、県土の多様性を支えるといった公益的機能をより一層發揮できるよう、進めていくものとします。
- ④ 過疎市町村の人的、技術的、財政的な資源の制約から、特に過疎対策において、都道府県による支援の重要性が高まっています。そこで、県は過疎対策として、
①広域にわたる施策の実施、②市町村相互間の連絡調整、③人的及び技術的援助その他必要な援助を行っていきます。

(4) 広域的な経済社会生活圏との関連

過疎地域の持続的発展を図るためにには、まずは過疎市町村が自ら行う取組が重要ですが、それだけでなく、過疎市町村がともに生活圏を形成してきた周辺市町村と

連携して取組を進める必要があります。県は、地域ごとの人口の動向や特性を踏まえ、個性や魅力にあふれた、活力ある地域づくりを進めるため、5つの地域政策圏を設定し、それぞれの地域政策圏のめざすべき方向性に向けて、様々な施策・事業を進めます。

(5) 個別 11 分野の方針

過疎法が定めた個別 11 分野について、分野ごとに現状・問題点と方針を示した上で、過疎対策に取り組むものとします。

2 移住・定住及び地域間交流の促進、人材育成

(現状・問題点)

コロナ禍における会社への出勤制限等を契機として、デジタル技術を活用したテレワークや、テレワークを行うためのコワーキングスペースの整備等が進みました。こうした動きが追い風となり、地方への移住や、地方に住んだまま都市部に就職する動き等も生まれました。

県西地域は、海・山・川等の豊かな自然や広い公園など、多くの地域資源がある魅力ある地域であり、都市部からの移住や、地域内での多世代交流など、様々な人の流れがあります。

こうした中、県では、移住・定住の促進、交流人口の増加、関係人口※の創出に取り組んできており、令和3年には県西地域全体の人口が社会増となるとともに、令和4年には真鶴町の人口も社会増となるなど、一定の成果がありました。

しかし、以前から人口減少が顕著である県西地域では、今後も地域の少子化や高齢化が更に進んでいくことが予想され、移住・定住等を更に促進することが必要です。

また、コロナ禍を経て、観光による交流人口の増加や、地域の人々との交流による関係人口の増加、海外からのインバウンド需要も期待される中、地域へのひとの流れをつくることも必要です。

真鶴町では、主に観光による地域間交流が展開されてきましたが、レジャーの多様化により観光客が減少し、低迷している状況にあり、観光以外による交流の創出も課題となっています。

また、今後の地域社会の持続的な発展のためにも、地域社会の担い手となる人材の育成・確保を行うことは重要であり、真鶴町でも、令和5年以降、再び社会減となるなど、少子高齢化に加え、人口減少が進展する中で、移住・定住の更なる促進や、地域社会の担い手となる人材の育成・確保が課題となっています。

※ 関係人口

…移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、その中の、地域や地域の人々と多様に関わる方

(1) 移住・定住の促進

(方針)

- コロナ禍等を契機とする移住の動きを後押しするため、特に都心在住者を対象とした移住フェアや、県のホームページ等を活用し、都心からの近さや自然の豊かさをアピールし、移住先としての魅力を発信するとともに、地域に元々住んでいる方や移住の方が住み続けるために必要な地域資源の充実を図ります。
- 移住につなげる取組として、都内に設置した「ちょこっと田舎・かながわライフ支援センター」や、県内の移住コンシェルジュを相談窓口とした移住相談、現地案内、先輩移住者との交流会等を開催するほか、移住希望者に寄り添った対応を行い、地域への定着・定住を後押しし、移住を促進します。
- 移住・定住に関する市町村の課題認識や施策ニーズを丁寧にヒアリングし、それぞれの課題に応じ、専門的な知識や経験を有する民間人材を市町村に派遣することで、より効果的な市町村支援に取り組んでいくとともに、国の補助制度も積極的に活用しながら、移住・定住の促進を図ります。

(2) 地域間交流の促進

(方針)

- 地域内を移動する際の利便性を向上させるため、地域公共交通の確保、脱炭素モビリティの導入など、地域資源を活用した周遊促進等による交流人口の増加に取り組みます。
- 県のホームページやSNS等を活用して、実際に真鶴町など県西地域に移住した方にインタビューを行い、移住したきっかけやくらしぶりなど、地域の魅力を情報発信します。
- 都内で働く方が、地元事業者と協働して、地域課題の解決を図る取組を実施するなど、地域と継続的に関わりを持つてもらうことにより、関係人口の創出を図ります。

(3) 人材の育成

(方針)

- 地域活性化の活動等を支援するためのコーディネーターの派遣など、若手商業者等の人材育成を図るとともに、多様な主体が交流するイベントの開催等による世代や地域を超えた幅広い交流を進め、地域への関心を高め、愛着を醸成し、地域の将来の担い手づくりに向けて取り組みます。
- 地域活性化起業人など地域外人材を積極的に活用するとともに、人と人とのつながりを創出する機会や場の提供や、地域の活性化や課題解決に取り組む人材の育成に取り組みます。

3 産業の振興、観光

(1) 産業振興

(現状・問題点)

県内では高付加価値型の産業の集積が進んでおり、こうした産業を支え、経済発展の屋台骨となっているのが、県内の事業所数の約99%を占める中小企業です。

これら中小企業・小規模企業は、ものづくりやサービスの提供等を通じて、地域住民の生活と雇用を支え、地域経済の活性化に大きく貢献していますが、少子高齢化の進展、海外との競争の激化、後継者不足等から廃業を余儀なくされるケースが増えて、県内の中小企業・小規模企業の数は減少しています。

真鶴町においても、企業数、事業所数、従業員数ともに減少しており、産業全体が縮小傾向にあります。また、地域経済の自立度を表す地域経済循環率※は平成22年から平成30年の間に約7%下落しており、真鶴町の経済規模が縮小し、地域内に還流するお金が減少している状況が示されています。

※ 地域経済循環率

…生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立度を示している（値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高い）

(方針)

- 活気あふれるかながわの実現に向けて、県民、企業及び団体等と一層連携・協働して、中小企業・小規模企業の活性化を推進します。
- 中小企業・小規模企業の経営基盤強化や経営安定化、新たな事業展開を促進するため、商工会・商工会議所など地域の支援機関等によるきめ細かい支援体制を整備します。
- 商工会・商工会議所など地域の支援機関等ごとの役割に応じて行うワンストップサービス等により、総合的な支援を実施します。

(2) 農林水産業の振興

ア 農業

(現状・問題点)

県の農業を取り巻く状況は、担い手の減少や高齢化、農業資材価格の高騰、荒廃農地の増加など、依然として厳しく、また、経済のグローバル化やデジタル技術の進展、地球温暖化等による自然災害の頻発化など社会の大きな変化の中にあり、働き方や価値観も多様化しています。

こうしたなか、県産農畜産物の販売額や農地面積は減少し、担い手の減少や高齢化が続いていることから、今後も、農地を維持し、県民に安定的に農畜産物を供給していくためには、引き続き、担い手を育成・確保するとともに、経営規模を拡大できる農業経営体の育成が必要です。

また、県産農畜産物の販売額を増加させるためには、スマート技術の導入や農業基盤の整備等により生産性の向上を図るとともに、ブランド力の強化や高付加価値化が必要です。

真鶴町においても、小規模面積の経営体が多く、担い手の減少や高齢化が進んでおり、新規参入も含めた多様な担い手の確保が課題となっています。

また、消費者ニーズに対応した農産物の生産や多様な販路の確保など、農業者の所得の向上に向けた取組が必要です。

さらに、真鶴町では鳥獣による農作物被害が発生していますが、鳥獣被害の拡大は農業者の生産意欲を減退させ、生産環境の悪化にもつながることから、地域が一体となった対策が必要です。

(方針)

- 多様な担い手の育成・確保、スマート技術の導入等による生産性の向上、燃油等の価格高騰対策による経営の安定化など、農業生産の維持に向けた取組を推進します。
- 県産農産物の認知度を高め、利用拡大を図るため、ブランド力向上の取組や6次産業化を支援するほか、地域活性化につながる観光農業や直売所に対する支援、社会情勢の変化に対応した販売促進等に取り組みます。
- 環境に配慮した農業を実現するため、有機農業を含む環境保全型農業や未利用資源を活用した農業生産を着実に推進するとともに、省エネ対策等を支援するほか、農作物被害を軽減し、農業生産活動を継続させるために、地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策等を支援します。

イ 林業

(現状・問題点)

県内の人工林では、林齢 51 年生以上の成熟化しつつある森林が 79% を占めるなど、森林資源は充実し利用可能な時期にきています。こうした現状を踏まえ、計画的な間伐の推進とそれに伴う間伐材の有効利用などを通じた、資源循環の更なる促進が課題となっています。

真鶴町では、人工林の多くが北西部に位置し、県が管理する森林となっており、その他の人工林は町域に分散し、森林施業の共同化が行いにくい状況にあります。所有者や境界が不明確な森林も多くあることから、林業を推進しにくい環境で、真鶴町において林業を営んでいる者がいない状況です。

一方、南東部の地域は県立真鶴半島自然公園に指定されており、樹齢 360 年を超える松、楠や椎などの常緑広葉樹の森林となっていますが、松については、松くい虫の被害が発生しています。

(方針)

- 人工林については、森林の持つ公益的機能が發揮できるよう、県が管理する森林を中心に、間伐等の森林整備を推進し、水源かん養や土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等に取り組みます。
- 南東部の森林については、松くい虫被害対策として、薬剤の樹幹注入による予防措置や被害木伐倒駆除の支援を実施します。

ウ 水産業

(現状・問題点)

県の水産業を取り巻く状況は、担い手の減少や高齢化が続いているほか、気候変動に伴う海洋環境の変化等により、漁獲量も減少しています。

今後も、安定的な水産物の確保や地域活性化を図るためにには、地域の特色を活かして県産水産物の付加価値を向上させる取組や、本県に適した魚類養殖の技術開発・事業化に向けた取組等が必要です。

また、水産資源を持続的に利用していくためには、資源管理の着実な実施、海洋環境の変化等に対応した栽培漁業の推進、藻場の再生・造成等の取組が必要です。

さらに、担い手の確保・育成と漁業所得の向上を図り、漁業者が安心して働くことができる環境を整えるため、スマート水産業の推進、養殖業の振興など、収入を安定させる取組等も必要です。

真鶴町では、相模湾に面した優れた立地を生かして、定置網漁業を主体に刺網漁業や採介藻漁業等が行われており、サバ、ソウダガツオ、マアジ、ブリ等が漁獲されているほか、近年ではキハダマグロの漁獲量が増加し、貝類等の養殖にも取り組んできました。一方、魚価の低迷、担い手の減少や高齢化が進んでおり、また、気候変動に伴う海洋環境の変化による磯焼けの拡大などは、アワビやサザエといった磯根資源等にも大きな影響を与えています。

(方針)

- 定置網漁業への先端技術の導入による漁ろう作業の安全性の向上、省力化・効率化の支援、急潮等に対する防災対策の強化、その他の漁業への必要に応じた支援を実施することにより、水産物の安定供給と経営の安定化を図り、就業の促進と定着を図ります。
- 観光地に近いという立地条件を活かした地場水産物のブランド化や6次産業化など、漁業経営の強化等による地域経済の活性化を促進します。
- 真鶴港については、漁業基地における物揚場等、地場産業活性化に向けた基盤を整備します。
- 貝類等の養殖や岩漁港の整備に関する助言・指導や調整を行うほか、磯焼け対策として、早熟カジメやアカモクの移植等により、漁業者とともに藻場の再生の取組を促進します。

(3) 地場産業の振興

(現状・問題点)

人口減少や少子高齢化の急速な進展による国内消費の低下は、これまで地域を支えてきた中小企業・小規模企業に深刻な影響を与えていました。事業を取り巻く環境の厳しさなどから、休廃業を余儀なくされる中小企業・小規模企業が増えると、地域経済の活力や雇用が失われるだけでなく、コミュニティの持続や賑わいの創出など、これまで地域社会の一員として果たしてきた重要な役割も喪失するため、県民生活にも大きな影響が及ぶことになります。

一方、真鶴町では、古くからの地場産業である石材業（小松石）において、新たな販路開拓や新商品開発の支援に取り組んできましたが、歴史のある石材業においても、海外の安価な石材の影響により販売量が減少しており、担い手の減少や高齢化による後継者不足により、地域資源を生かした事業活動の継続が厳しい状況にあります。

こうした中、魅力的な地域を創出していくためには、これまで育んできた歴史・文化・自然環境等の地域資源を活用して、国内外からの観光客や地域づくりの担い手を呼び込むなど、関係人口を増やして地域の活性化につなげていく必要があります。

(方針)

- 伝統的工芸品をはじめとする工芸品など、県内にある魅力的な地域資源の発掘・活用を促進するとともに、石材業など地域の特色ある産業の振興を図ります。
- 中小企業・小規模企業者と農林漁業者が連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを結び付けた新商品の開発や販路拡大等の取組を促進します。

(4) 企業の誘致対策

(現状・問題点)

県内には「国家戦略特区」や「京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区」、「さがみロボット産業特区」の3つの特区があるほか、さがみ縦貫道路の開通による交通利便性の向上など、更なる経済活性化に向けた潜在力があります。また、これまで県経済を支えてきたものづくり企業等で技術の高度化が進むとともに、研究開発機能等がしっかりと根づいています。

こうした3つの特区や優れた潜在力等を活用して、未病産業・最先端医療関連産業、ロボット産業、エネルギー産業といった成長産業の創出・育成や関連産業の集積を図ることにより、中小企業・小規模企業の更なる成長を促進していく必要があります。

一方、真鶴町は、町全体が起伏の多い地形であることもあり、大規模な開発や企業や工場を誘致するための土地の確保が困難な状況にあることから、大型企業、工業団地の誘致ではなく、新しい産業を創出できるベンチャー企業のサテライトオフィス誘致を重視しています。

(方針)

- 県内経済の持続的な発展に寄与するため、経済的インセンティブによる支援やプロモーション活動の重点的な展開などにより、未病関連産業や脱炭素関連産業など今後の成長が見込まれる産業や、県西地域等を対象とした地域振興型産業の企業の立地促進に向けて取り組みます。

(5) 起業の促進

(現状・問題点)

県は、経済成長期に京浜臨海部工業地帯を中心とした製造業が県内経済を支えてきましたが、製造業自体の縮小や生産拠点の海外移転等により、第3次産業の割合が増えてきており、産業構造が変化しています。

また、少子化や高齢化、ライフスタイルの変化、A I や I o T といった技術革新等が進んでおり、中小企業・小規模企業が発展していくためには、こうした環境の変化に柔軟に対応した商品やサービスを提供していくことが求められています。

こうした中、真鶴町では、企業や工場を誘致するための土地の確保が困難な状況にあることから、ベンチャー企業のサテライトオフィス誘致等のための空き家や空き店舗の活用、通信環境の整備が必要になっています。

このような経済・社会環境の変化等を踏まえ、産業競争力の強化に向けて、公益財団法人神奈川産業振興センター等との連携による総合的な支援や、起業家等が「生まれ・育ち・集う」環境の形成を通じて、ベンチャー企業等の質的、量的拡充を図る必要があります。

(方針)

- 大学等と連携した若年層の起業関心者の掘り起しや、県内各地の起業家創出拠点における起業支援の取組を実施するとともに、産学公ネットワークの活用による事業連携を促進します。
- 市町村、（公財）神奈川産業振興センターなど、様々な主体と連携して、創業・起業相談やビジネスプランのブラッシュアップ、インキュベーション支援、オープンイノベーションの促進など、ベンチャーの成長段階に応じた総合的な支援を行います。
- 地方行政独立法人神奈川県立産業技術総合研究所による試験研究設備や製品開発室等を用いた支援等を通じて、中小企業・小規模企業による新製品開発・新事業創出を支援します。

(6) 商業の振興

(現状・問題点)

人口減少や少子高齢化の急速な進展による国内消費の低下は、これまで地域を支えてきた中小企業・小規模企業に深刻な影響を与えています。事業を取り巻く環境の厳しさ等から、休廃業を余儀なくされる中小企業・小規模企業が増えると、地域経済の活力や雇用が失われるだけでなく、コミュニティの持続や賑わいの創出など、これまで地域社会の一員として果たしてきた重要な役割も喪失するため、県民生活にも大きな影響が及ぶことになります。

真鶴町は、殆どが中小企業・小規模企業であり、従業者の高齢化や後継者不足等により、町内の商工業者の経営状況は大変厳しい状況にあります。また、商店街では空き店舗が増え、駅周辺であっても日常生活品を購入できる店舗がなくなるなど、商業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

(方針)

- 中小企業・小規模企業が多い商業・商店街の振興を通じて、地元だけではなく県内外から人を引きつけるため、商店街の魅力を高める取組や、地域と一体となったまちづくりの取組を促進します。また、若手商業者などの人材を育成し、地域やまちの活性化を図ります。

(7) 観光の振興

(現状・問題点)

本県は、自然、歴史、伝統、文化など多種多様な観光資源があり、それぞれを組み合わせた地域ごとの特徴がみられます。そのため、客観的なデータを踏まえ、地域ごとの特徴を捉えた上で、観光振興を行うことが必要です。真鶴町の観光資源としては、真鶴半島先端の魚つき保安林や海といった豊かな自然や、磯料理・海鮮料理といった海の幸のほか、国指定重要無形民俗文化財の「貴船まつり」をはじめ、地域団体や産業団体等と連携した地域のイベントなど、魅力的な観光資源があるものの、近隣の箱根町や湯河原町等と比較すると、大型の観光施設やホテルではなく、民宿など小規模施設が大半を占めており、真鶴町への来訪者数も少なくなっています。

(方針)

- アドベンチャーツーリズムといった「新たな旅のスタイル」など、多様なニーズに応じたきめ細やかな情報発信やプロモーションを実施します。
- 市町村、民間事業者、交通関連事業者等と連携し、国内外から県内を訪れる観光客等に対して、滞在時間を延ばし宿泊観光を増加するための周遊観光の促進の取組を推進します。
- 日本地質百選に選定された「箱根火山」の周辺地域を「箱根ジオパーク」として箱根火山を保全・教育・地域振興につなげる活動の推進や、火山の息吹を感じられる大地や自然、そして育まれた文化、歴史を新たな魅力として紹介することなどにより、観光資源の発掘・磨き上げを行います。

4 情報化

(現状・問題点)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとして、様々な分野でデジタル技術の利活用が加速し、新たな経済的・社会的価値の創出や生産性向上の契機が訪れています。

また、行政分野においても、限られた予算・人材を有効に活用し、複雑・多様化する県民ニーズに対応した質の高い県民サービスを提供するために、デジタル技術及びデータを積極的に利活用し、検証可能な施策立案を進めるとともに、これまで以上に業務の効率化を図る必要があります。

こうした中、真鶴町における住民の情報化については、スマートフォン等によるインターネット利用等の普及は見られますが、高齢者が多いこともあり、未だ浸透しているとまでは言えず、今後は住民の利便性の向上を図ることが重要です。

また、町民サービスの向上や事務の効率化を図る目的で、行政事務の情報化等を進め、その体制整備に努めてきましたが、急速に進展する情報処理技術・通信技術をより効率的・効果的に導入していく必要があります。

(方針)

- 県民の安全安心や利便性の向上を図ることを目的とし、「子ども・若者」、「教育」、「未病・健康長寿」等の様々な分野において、デジタル技術及びデータを積極的に利活用して、多様な県民ニーズに対応したサービスを実現する取組を、「くらしのデジタル化」として推進します。
- 行政内部の業務全般の効率化を図ることを目的とし、ますます進展するA I 等の新たなデジタル技術を積極的に利活用して業務の効率化を図るとともに、県の業務を支えるI C T環境や多様なデータ利活用を支える環境の整備を進め、県民サービスの向上につなげる取組を、「行政のデジタル化」として推進します。
- なお、「行政のデジタル化」においては、市町村向けの相談窓口の設置や情報システムの共同調達・共同利用など、市町村との連携・支援の取組も進めていきます。

5 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保

(1) 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保の方針

(現状・問題点)

少子高齢化や人口減少といった社会構造の変化に加え、ＩＣＴ化の著しい進展等により、今後の交通需要は見通しにくくなっています。

また、交通事業者の厳しい経営環境等から路線バスの減便や廃止が続いており、集約型のまちづくりを進める中にあって、地域におけるモビリティの確保がこれまで以上に重要な課題になっています。

真鶴町では、人口減少が進んでおり、今後公共交通網の維持が難しくなることで、通勤・通学者や高齢者の日常生活に影響が及び、生活の質の低下がさらなる人口減少に拍車をかける恐れがあります。

こうした状況を踏まえ、県内の県土・都市づくりにおいては、社会資本の選択と集中による整備を図り、経済的、社会的、環境的に持続可能な都市構造への転換を進め、美しさや快適さを備えた、神奈川らしい魅力あふれる地域が形成されることが望まれます。

そのためには、産業振興、観光振興、環境問題、防災対策など広域的な政策課題に対応し、地域のコミュニティ維持や経済の活性化など、地域の個性や魅力を伸ばす総合的な交通ネットワークを形成していく必要があります。

県土・都市づくりの実現にあたって、交通政策の果たす役割は極めて大きく、効率的、効果的な交通施設整備を進めるとともに、既存の交通施設の有効活用を図ることが重要です。

(方針)

- 交流連携を支える交通網を構築するとともに、既存の交通網を活かした公共交通の充実に向けて取り組みます。
- 地域交通ネットワークの確保・充実として、地域の移動を支える公共交通サービスを確保するとともに、地域のニーズに対応した移動環境の充実に向けて取り組みます。
- 利便性、快適性、安全性の確保として、災害に強い交通基盤の構築と老朽化対策や、誰もが利用しやすく、安全で快適に移動できる環境づくりに向けて取り組みます。
- 環境負荷の低減として、エネルギー利用の効率化・大気環境の保全や、脱炭素化の加速に向けて取り組みます。
- 県西圏域では、自然・観光資源を保全・活用しながら、地域の魅力を高めていくために、かしこい自動車利用と公共交通手段の確保及び利便性向上を図るとともに、隣接県との連携及び都市圏域内の連携強化を図り、限られた輸送資源を有効に活用し、地域活力の向上に資する都市交通をめざします。

(2) 幹線道路ネットワーク等の整備

(現状・問題点)

道路は、県民生活の利便性向上や地域経済の活性化、さらには災害時における県民の安全・安心の確保にも寄与する重要な社会基盤です。

県では、道路の整備計画・活用計画・維持管理計画を3本の柱とした「かながわのみちづくり計画」に基づき、選択と集中により効率的・効果的な道路事業に取り組んでいます。

これまでの取組により、県内では、さがみ縦貫道路や横浜北線・北西線など県土構造の骨格を形成する自動車専用道路が順次開通し、広域的な移動性が向上している一方、新東名高速道路をはじめ、つながるべき道路がつながっていないなど、引き続き道路整備を着実に進めていくことが重要です。

また、今後、建設後50年以上が経過する橋りょうやトンネル等の道路施設が急速に増加する中、県民の安全・安心を将来にわたって確保していくために、より効率的かつ戦略的な施設管理が必要です。

さらに、近年における自然災害の激甚化・頻発化、及び切迫性が指摘される大規模地震への対応として、災害時においても、人流・物流を安定的に確保できる強靭な道路ネットワークの構築が強く求められています。

真鶴町の道路は、一般国道135号、県道739号（真鶴半島公園線）、県道740号（小田原湯河原線）の神奈川県管理の3路線が骨格となり、それらに連絡する548路線の町道が整備されていますが、大雨・高波等による災害により、地域間を結ぶ道路の通行止めが発生しており、災害に強い道路交通網の整備が課題となっています。

加えて、一般国道135号線の真鶴駅付近等では、朝夕の通勤時間帯や週末の観光客の通行時間帯に渋滞が発生しています。

(方針)

- 「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的・効果的な道路事業に取り組みます。
- 地域のまちづくりの進展等にあわせて、将来を見据えた人・モノの流れを支えるみちづくり等に向けて取り組みます。

(3) 農道及び林道の整備

(現状・問題点)

農道については、農産物の集出荷作業の省力化及び流通の改善とともに、畠地帯や樹園地の農家経営の近代化及び省力化を図るため、広域農道、幹線農道及び支線農道の農道網を整備する必要があります。このうち、広域農道小田原湯河原線については、早期全線開通に向けて取り組む必要があります。

真鶴町が管理する町内農道は5線で、耕地1ha当たりの農道延長は162.9mとなっており、農道の機能を維持するためには、管理の推進や不良箇所の改修を実施する必要があります。

林道については、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的な林業経営を行うための基盤となる施設で、県は、神奈川地域森林計画書を策定し、林道の開設等に関する事項を明らかにしています。県内の林道は、令和6年度末現在で217路線となっており、このうち県営林道の占める割合は、63%と高くなっています。県営林道のうち、真鶴町に位置する林道には、白銀線があります。

なお、真鶴町が管理する町内林道はありません。

近年の豪雨の増加等により山地災害が激甚化・頻発化し、森林への被害リスクが増大しているだけでなく、県民の生命、財産等に対する危険の増大も懸念されていることから、治山施設や林道施設の長寿命化・強靭化を進める必要があります。

(方針)

- 広域農道（小田原湯河原線）等を整備し、農産物の効率的な運搬や観光農業による地域の活性化に向けて取り組みます。
- 県営林道については、利用形態等に応じて3つ（林業振興型林道、地域振興型林道、併用型林道）に区分し、森林区分に応じた適正な林道の配置・整備を行います。また、森林所有者、県、市町村等が協調し、森林作業道を作設する際には、「神奈川県森林作業道作設指針」に基づき、適正な路網の整備を推進します。

(4) 交通確保対策

(現状・問題点)

県のバス利用の分担率^{*1}は東京都市圏の中で最も高く、高齢化が進行する社会においては、日常の生活を支える地域の足として、重要な役割を果たしています。近年では、利用者の減少による事業者の経営悪化や、年々深刻となっている運転手の不足等により、乗合バスの路線退出等や一部減便が進んでいる状況にあります。

県・国・市町村・バス事業者で協議する神奈川県生活交通確保対策地域協議会に退出等の意向申出がなされた路線については、協議により、路線維持やコミュニティバスの運行等の対策が実施されていますが、これに伴い、行政の財政負担も大きくなっています。

真鶴町では、JR東海道本線が他都市を結ぶ交通手段として重要な役割を果たしています。一方、町内のバス交通は路線存続に向けて取り組む必要があります。

(方針)

- 高齢化の進行や人口減少に対応し、商業や医療・福祉等の都市機能を集約したまちづくりを進める上で、バス・タクシーなど既存の公共交通に加え、様々な民間輸送サービスを活用し、地域を中心とした利便性の高い交通サービスの確保に向けて取り組みます。
- いのちが輝き誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現するため、ICTの発展等により導入が期待されるMaaS^{*2}やAIオンデマンド交通^{*3}、自動運転技術など、新たな交通サービスの活用を図りながら、まちづくりにあわせて地域のニーズに対応した移動環境の充実に向けて取り組みます。

※1 分担率

…ある交通手段のトリップ数（ある1つの目的での、出発地から到着地までの移動）の全交通手段のトリップ数に占める割合

※2 MaaS

…Mobility as a Service（サービスとしての移動）の略で、地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス

※3 AIオンデマンド交通

…AI（人工知能）を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステム

6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

(現状・問題点)

県の生活排水対策について、令和7年度までに県全体の生活排水処理率99%、令和12年度までに県全体の生活排水処理率100%を目標に掲げて取組を進めており、令和5年度末現在において、生活排水処理率は県全体で98%を超えていますが、真鶴町は37.9%に留まっています。

また、一般廃棄物の適正処理を推進するためには、ごみ処理の広域化による効率的な事業の運営、焼却施設でのエネルギー回収等の取組が必要です。

真鶴町においても、人口減少により税収が減少していく中で、町民の生活を支える道路・上下水道等のインフラ整備の対策が必要となっています。

なお、し尿処理事業、火葬場事業、消防・救急事業、下水道事業、水路改修事業、ごみ処理事業等については、昭和40年度に湯河原町真鶴町広域行政推進協議会を設立し、事務の共同処理を行っています。

(方針)

- 都市化が進んでいることを踏まえた集合処理である下水道の整備、家屋が点在し集合処理が適していない地域における個別処理としての合併処理浄化槽の普及を進めます。
- 生活排水処理施設の整備に当たっては、各地域における今後の人口動態・分布の見通しや既存生活排水処理施設の設置状況、建設及び維持管理に係るコスト比較、水質保全効果、当該地域の特性、住民の意向を考慮して、それぞれの地域に最も適した効率的・経済的な整備手法を選定し、総合的な判断も踏まえ整備を実施します。
- 一般廃棄物処理施設の整備及び維持運営が円滑かつ適正に実施されるよう、廃棄物処理法に基づき、必要な技術的支援や指導を実施します。

(2) 上水道、下水処理施設等の整備

ア 上水道施設等の整備

(現状・問題点)

県西部圏域※では、主に地下水等の個別の水源を活用しており、人口や給水量の減少による経営環境の悪化が予想されるうえ、水道施設の老朽化対策や耐震化等の施設更新需要が増大していきます。（基幹管路の耐震適合率（令和5年度末）：県平均74.2%、真鶴町2.1%）

また、給水人口が1万人から2万人程度までの小規模な水道事業者が多く、少ない職員で運営されており、水道事業運営に必要な技術継承が難しくなることが懸念されています。

真鶴町の水道事業は、自己水源である深井戸の4井、湧水の1か所、また、湯河原町からの受水を水源としていますが、今後、施設の老朽化に伴う更新事業費の増大や、給水人口の減少、節水機器の普及等による有収水量の減少により、厳しい経営状況となることが予想されており、既に水道料金だけの独立採算制が困難となっている状況です。

なお、湯河原町からの受水にかかる費用については、責任水量制により実給水量に関わらず契約水量で算定されています。

(方針)

- 健全で安定的な水道事業が営まれ、安全な水道水を安定的に供給していくため、「神奈川県水道ビジョン」の趣旨に沿った「持続可能な水道」、「安全な水の供給」及び「強靭な水道」の実現に向けて取り組みます。
- 特に、職員の減少や更なる人口減少を見据え、技術水準の確保や経営の一層の効率化を図るため、水道事業者間の管理の共同化や施設の共同化など多様な広域連携のあり方について検討を進めます。

※ 県西部圏域

…神奈川県水道ビジョン（令和6年3月改訂）において取組を進めるために設定した圏域の一つであり、県西部圏域を構成する水道事業者は小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、県企業庁（箱根地区水道事業）、宮下簡易水道事業組合

イ 下水処理施設等の整備

(現状・問題点)

下水道事業の推進に当たっては、人口減少など、社会情勢の変化や近年頻発するゲリラ豪雨を含む集中豪雨による浸水被害への対応、増大する下水道施設の計画的・効率的な維持管理等の新たな課題に取り組む必要が生じています。

県内では、平成19年までに県内の市町村で下水道が供用され、令和5年度末の県全体での下水道処理人口普及率は97.1%となっていますが、その普及状況は市町村により格差が存在しています。

下水道が整備されていない区域は、これまでに整備してきた区域と比べて、1人当たりの整備コストが割高になる傾向があります。さらに、人口減少が予想されるとともに、水の使用量も節水傾向にある中で汚水量の減少が見込まれることから、より効率的及び経済的な対応が必要です。

真鶴町では、令和5年度末の下水道処理人口普及率は23.3%、合併浄化槽も含めた生活排水処理率は37.9%と、県全体での普及率を大きく下回っており、早期の対応が必要です。

(方針)

- 今後の下水道の整備に当たっては、人口減少等の動向を考慮した上で、合併処理浄化槽との経済比較を行い、公共用水域の水質や地域特性を総合的に判断して、下水道区域の見直しを行い、より効率的、経済的な整備を実施します。
- また、見直し後の下水道区域については、下水処理場の再編等の効率的な整備方法を検討し、事業を着実に進めます。

(3) 消防業務及び救急業務の充実

(現状・問題点)

県内においては、消防体制の基盤の強化、消防体制の効率化を図るため、市町村消防の広域化による消防力の強化を進めており、真鶴町は県西地区（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町及び真鶴町の2市8町）の広域化ブロックに段階的に参加することとしています。県において、各消防（局）本部が抱えている課題について調査したところ、全体的には消防体制に係る人材の確保等に対する課題が多く挙げられています。

真鶴町の常備消防事務については、昭和51年4月から湯河原町に委託されており、消防救急体制は確保されています。

また、消防団員数は各自治体が条例で定めていますが、真鶴町は令和7年4月時点での86.0%と全国平均とほぼ同等の充足率となっています。

人口減少等により、全国的に消防団員の人材確保が困難となる中で、真鶴町でも、将来にわたって消防体制を維持していくための消防団員の確保が困難であることが課題となっています。

(方針)

- 神奈川県消防広域化推進計画に基づき、消防需要の動向と市町村消防の将来の姿を踏まえ、消防の広域化及び消防の連携・協力により、消防力の一層の充実強化に向けて取り組みます。
- 消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨に鑑み、地域防災力の強化や災害への備えを充実するため、消防団・自主防災組織の強化等の市町村の取組を引き続き支援します。

(4) し尿及びごみ処理施設等の整備

(現状・問題点)

県内市町村においては、一般廃棄物の排出抑制や循環的利用の取組が進展しているものの、焼却されるごみの中には、まだ食べることのできる食品、再資源化可能な紙や容器包装プラスチック等多く含まれており、食品ロスの削減による排出抑制や分別の徹底による再資源化の余地が残されています。

また、少子化や高齢化に加え、人口減少といった社会情勢の変化に適切に対応し、持続可能な適正処理を確保するため、一般廃棄物処理施設の広域化・集約化等を推進する必要があります。

真鶴町では、ごみ搬出量の削減をめざし、指定ごみ袋の導入による分別・排出の徹底、生ごみ処理機購入助成等による生ごみの再資源化、缶・瓶・ペットボトル・新聞紙やダンボール等の分別収集、集団回収事業補助などに取り組んでいます。

し尿・浄化槽汚泥は、町内に処理施設がないため、町営のし尿貯留施設に集約のうえ、熱海市の処理施設に搬出し処理をしていますが、浄化槽の多くは単独処理浄化槽であり、生活排水による水質汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽への転換など早急な対策が必要です。

(方針)

- 市町村の施策検討に役立つ基礎的な情報の提供や市町村が行う取組を県においても普及啓発するなどの支援を通じ、市町村と連携した排出抑制及び再資源化等の取組を推進します。
- 将来にわたって一般廃棄物の適正な処理を確保するため、市町村と連携した広域的なごみ処理体制の確保に係る取組を進めます。
- 安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築の推進による循環型社会づくりに向けて取り組みます。

7 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保

(現状・問題点)

平成 20 年に我が国が人口減少に転じて以降も、神奈川の総人口は一貫して増え続けてきましたが、令和 3 年 10 月に統計開始以降初めて前年同月と比べて減少に転じてから同様の傾向が続いており、神奈川も明らかに人口減少局面に入りました。

年少人口は、令和 22 年には総人口の 9.9% となり、令和 2 年から約 21 万人が減少するなど少子化の進行が見込まれているほか、児童虐待相談対応件数の増加、困難を抱える子どもの増加が深刻な課題となっており、子ども・若者をとりまく社会環境の改善が求められています。

真鶴町でも女性の社会進出が進み、保育需要の増加や、子育て家庭が求める保育サービスニーズが多様化することが考えられます。また、子育て家庭が抱える生活上の課題を解決するためには、気軽に相談できる環境の整備が求められています。一方、子育てに関する様々な情報が子育て家庭や、職場や、地域に対し十分に提供されることも求められています。

(方針)

- 結婚、妊娠、出産、子育てができる環境を整備するとともに、配慮が必要な子ども・若者の実態に応じた適切かつ効果的な支援に取り組むことで、希望する人が希望する人数の子どもを持ち、安心して子どもを生み育てることができ、また、子ども・若者が主体的に生き、自立・参加・共生する社会に向けて取り組みます。

(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

(現状・問題点)

県の総人口は、令和2年の923万人でピークを迎え、令和5年時点では明らかに人口減少局面に入りました。高齢者人口は、令和22年には総人口の32.9%に達し、とりわけ、85歳以上の高齢者人口は、令和2年の約1.9倍に達することが見込まれ、増加傾向は顕著です。

高齢単身世帯数は、令和22年には令和2年の約1.5倍、要支援・要介護認定者数は、とりわけ75歳以上の高齢者の大幅な増加に伴いさらに増加し、令和22年度には令和3年度比で約1.4倍になることが予測されます。

真鶴町における高齢化率は、令和7年には45.86%となっており、県内全域の25.67%と比較しても非常に高くなっています。後期高齢者数は、平成29年度に前期高齢者数を超え、以降も増加し続け、4人に1人が後期高齢者という年齢構成となります。また、後期高齢者数の増加に伴い、要介護等認定者数も増加傾向となっており、令和7年度には町民の12人に1人が要介護等認定者になるものと予測されます。

誰もが住み慣れた地域で安心して元気にいきいきと暮らせるようになるためには、保健・医療・福祉の関係機関やボランティア等が連携を図りながら、高齢者自らも参加して、地域で包括的・継続的に支え合う、地域包括ケアシステム※を深化・推進していくことが重要です。

また、医療や介護を必要とする高齢者の心身の状態に即した適切なサービス提供を切れ目なく行うため、医療と介護の連携を強化する必要があります。

(方針)

- 地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターの体制・機能の強化や、地域包括支援センターを中心とした保健・医療・福祉の関係機関や団体等のネットワークの構築を図るとともに、令和5年6月に公布された共生社会の実現を推進するための認知症基本法に定める地方公共団体としての責務を全うしながら、神奈川らしい施策を展開し、認知症とともに生きる社会、共生社会の実現に向けた取組を推進します。かながわ未病改善宣言に基づき、「食・運動・社会参加」を中心とした未病改善の取組を実施します。
- 保健・医療・福祉の人材の養成、確保と資質の向上に取り組むとともに、人材の定着を図るため、就業支援や介護の魅力発信、介護職員のモチベーションアップ等に取り組みます。また、介護現場の職務環境の改善や職員の負担軽減を図るため、介護ロボット・ＩＣＴの導入を推進します。
- 心身の状態や生活環境等の状況に応じたサービス提供ができるよう、介護保険施設等の介護サービス基盤の整備を実施します。

※ 地域包括ケアシステム

…重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が

一体的に提供されるしくみ

(3) 障がい者の保健及び福祉の向上及び増進

(現状・問題点)

令和7年3月時点で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳のそれぞれの手帳交付者数と、知的障がい者の把握者数の合計は、約47.9万人となっており、県民の約5%が何らかの障がいを有しています。また、令和9年には約49万人になるものと推計しています。

障がい者の自立及び社会参加を促進するため、障がい者が自らの能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去のための取組が必要です。

なお、真鶴町の人口の推移をみると減少傾向となっており、障がい者数についても、身体障がい者は減少、知的障がい者と精神障がい者は、ほぼ横ばいの傾向であるとともに、障がい者の高齢化が進んでいます。

町内には障がい者を支える障害福祉サービス提供事業所や、障がい者を受け入れる就労移行支援事業所等がなく、他市町の事業所に依存している状況です。

(方針)

- 県では、国連の「障害者の権利に関する条約」に基づき、障がい者の自立を「障がい者が、自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ってゆくこと」と考えています。
- 乳幼児期から成人・高齢期にいたるまで、障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を実現することを大切に、一生涯を通じて、誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざします。

8 医療の確保

(現状・問題点)

県内は、全国第2位の人口を有し、令和2年の年齢別の構成比では、老人人口は全国を下回るもの、今後、全国平均を上回るスピードで高齢化が進行することが予測されています。その中で、真鶴町を含む2市8町で構成される県西二次保健医療圏域は、老人人口の年齢別構成比が県全体及び全国の数値を上回っています。

県西二次保健医療圏域の医療施設、病床数等の状況は、人口当たりの面積が大きいこともあり、人口10万人対で概ね県全体を上回っていますが、医療資源の配置は小田原市内に集中しています。在宅医療サービスを提供する施設数等でも、県全体の数値を上回るものが多いですが、県西二次保健医療圏域の在宅医療等の必要量は、神奈川県地域医療構想では、令和7年に平成25年の1.3倍になると推計されています。

限られた資源を有効活用していくため、ICTの活用を含めた、医療機関間及び医療機関と市町村・地域包括支援センター・介護保険事業所等との間の連携体制構築に向けた取組を推進するとともに、研修や普及啓発事業を通じて、在宅医療の充実を図る取組を進めています。

また、県西二次保健医療圏域の医師や看護師は人口10万人対で県全体及び全国の数値を下回っています。特に、県西二次保健医療圏域の医療施設従事医師数は、国が公表した直近のデータ（令和4年度）によると、人口10万人対で180.0人と県全体の223.0人や全国平均262.1人を大きく下回り、診療科別でも、多くの診療科で県全体を下回っています。

加えて、国が算定した直近の医師偏在指標（令和5年度）によると、本県は医師が多数でも少数でもない都道府県に該当しますが、二次保健医療圏別では、県西二次保健医療圏域が医師少数区域に該当しています。

真鶴町には現在、一般診療所2か所、歯科診療所2か所があります。入院施設のない真鶴町においては、広域連携のネットワークの形成も必要となっています。

また、真鶴町は、神奈川県の中でも高齢化が進む地域であることから、外来診療や在宅医療の充実はもちろん、健康づくり事業や介護予防等の健康増進や疾病予防も含めた地域医療体制の充実を図る必要があります。

(方針)

- すべての県民が健やかに安心して暮らせる社会の実現に向けて、「誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」ことを基本理念とした「神奈川県保健医療計画」に基づき、医療行政を実施します。
- 県西二次保健医療圏域では、「地域の住民の医療は地域で診る」という「地域完結型医療」をめざしており、取組に当たっては、限りある資源を有効に活用し、地域住民の理解を得ながら、市町や医療関係者、医療保険者、介護関係者等と連携して実施します。

9 教育の振興

(1) 教育の振興

(現状・問題点)

少子化、人口減少、グローバル化の進展、A I 等の技術革新に加え、新型コロナウイルス感染症や国際情勢の不安定化など、予測困難な時代の象徴ともいべき事態が生じており、また、社会の多様化が進む中、共生社会の実現に向けた取組が求められています。こうした中、中長期的な視点に立って、明日のかながわを担う「人づくり」を進めることが重要となっています。

かながわの教育目標として掲げた、「思いやる力」、「たくましく生きる力」及び「社会とかかわる力」を育成するため、学校だけではなく、地域、家庭、N P O等の各主体が、特性や役割に応じて、協働・連携した「人づくり」の取組を進めが必要となっています。

真鶴町では、学校教育・社会教育を通して、子どもや町民が主人公の教育、一人一人を大切にした教育を推進していますが、人口減少及び少子化により児童生徒数が減少していく中で、町の将来を担う子どもたちの健全育成のためにも、教育内容の一層の充実をめざした教育環境の整備が必要となっています。

(方針)

- かながわの教育力を生かした生涯にわたる自分づくりの取組を進めます。
- 新たな教育コミュニティを創造し、活力ある地域づくりを進めます。
- 少子化などに対応した家庭での子育て・教育を支える社会づくりを進めます。
- 子ども一人ひとりの個性と能力を大切にし、共に成長する場としての学校づくりを進めます。
- 生涯にわたる自分づくりを支援する地域・家庭・学校をつなぐ教育環境づくりを進めます。

(2) 公立小中学校等の教育施設の整備等

(現状・問題点)

公立小中学校等は、子どもたちの学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設となっているとともに、地域のコミュニティの拠点として、生涯にわたる学習、文化、スポーツ等の活動の場として利用される身近な公共施設であるほか、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっています。

また、学校と地域が協働・連携しながら子どもたちの豊かな成長を支えるために、学校は地域と一体となって、子どもたちを育む「地域とともにある学校」の取組を進めていくことが重要です。

さらに、子どもたちに地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していくことも大切です。

真鶴町の学校施設は、幼稚園が1園、小学校が1校、中学校が1校となっていますが、児童生徒数が減少していく中で、いずれの施設も築年数が40年程度を経て老朽化による修繕費が増加しており、計画的に整備を図っていく必要があります。

(方針)

- 子どもたちの安全を守り、安心で豊かな教育環境を確保するとともに、地域住民の安全と安心の確保に資することを目的として、公立小中学校等の整備を進めていく必要があります。
- 小中学校等の施設を活用して、子どもたちの成長を支える学習支援など、様々な活動を実施し、地域と学校が連携・協働するための組織的・継続的な仕組みである「地域学校協働活動」を促進します。
- 放課後等の安全・安心な子どもの活動拠点を確保し、地域住民の協力のもと、学習、スポーツなど、地域との交流活動を促進する取組の支援を実施します。

(3) 社会教育施設、体育施設、集会施設等

ア 社会教育施設

(現状・問題点)

人生100歳時代の本格的な到来が予想される中、県でもすべての人が生涯にわたる自分づくりができるよう、生涯学習の場や機会の充実等、地域の教育力の向上の取組を進めます。真鶴町では地域の特性を生かして青少年・成人・高齢者の各層を対象に多様な学習機会の提供を行っています。さらに多くの文化団体・社会体育団体の拠点施設である町民センターや町立体育館を中心に定期的な活動を行い、充実した生涯学習活動が行われています。

一方で、構成員の高齢化が進み、事業の企画立案や団体の運営が困難になってきている側面があり、活動を休止する団体も出てきています。これに伴い、町民センターや町立体育館の利用者数・収入が減少傾向にあるとともに、老朽化した施設の改修が課題となっています。

また、町営図書館についても、町民が生涯にわたって学習する意欲を高め、自主的な学習活動ができるように、資料の収集・充実・整理を進めるとともに、町民のニーズに応え、誰もが使いやすい図書館づくりを進める必要があります。

(方針)

- 県民一人ひとりの学びの意欲に応え、生涯にわたって能動的に学び続けられるよう、生涯学習の環境整備を行うとともに、社会教育施設や学校等を活用した学びの場づくりを進める必要があることから、子どもから大人までを対象とした公開講座や施設開放の充実に向けて取り組みます。
- また、県内のすべての市町村立図書館や一部の大学図書館等が参加する「神奈川県図書館情報ネットワーク（K L - N E T）」を運用し、より専門的で、多様な情報提供のニーズに対応するため、大学図書館、専門図書館等の参加の促進に取り組み、相互貸借を可能とする資料の拡充に努めるほか、社会教育主事等を対象に、様々な教育課題に対応できるよう人材育成に向けて取り組みます。

イ 体育施設関連

(現状・問題点)

県の令和6年度の県民ニーズ調査によると、「運動やスポーツに親しめる機会や場が身近に整っていること」について、「非常に重要である」、「かなり重要である」と考えている県民の割合は58.3%と半数を超えており、「十分満たされている」、「かなり満たされている」と考えている県民の割合は、29.1%となっており、運動やスポーツに親しめる機会や場を身近に整える環境整備が必要です。

真鶴町では、9(3)アのとおり、地域の特性を生かして青少年・成人・高齢者の各層を対象に多様な学習機会の提供を行っており、町民運動会や自治会対抗の社会体育事業を通して日頃の活動の成果を発揮するなど充実した生涯学習活動が行われていますが、文化団体・社会体育団体の構成員の高齢化や老朽化した施設の改修が課題となっています。

(方針)

- 県民の多様なスポーツへのニーズに対応するため、目的やニーズに応じて、スポーツを支える環境整備に向けて取り組みます。
- また、県民の誰もが身近な場所でいつでも気軽に遊びやスポーツを行うことができるよう、スポーツ環境の基盤となる「人材」の育成と「場」の充実に取り組みます。

10 地域文化の振興等

(現状・問題点)

県では、地域の自然、歴史、風土によりはぐくまれてきた芸能や有形・無形の文化財等の伝統的な文化芸術を、かけがえのない県民共通の貴重な財産と位置付け、地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたって地域社会の中で確実に引き継がれていくよう、その保存・継承・活用に取り組んできました。

人口減少の影響により、県内各地域それぞれに特色のある伝統的な芸能については、継承者不足という問題が、深刻なものとなっています。

そこで、伝統的な芸能の担い手だけでなく、県民が伝統的な芸能の存在意義に対する認識を深め、守り、継承していくため、市町村や文化芸術団体等と連携し、伝統的な芸能の発表の機会及び鑑賞・参加による実際に体験できる機会を継続して提供していく必要があります。

また、将来の文化芸術の向上・発展の基礎ともなる伝統的な文化芸術の継承者育成に対する支援の充実を図ることとともに、地域のコミュニティの活性化などに文化資源を活用していくことが、引き続き必要と考えられます。

加えて、各県立文化施設においては、施設の老朽化に対応するため、改修工事等を行うとともに、文化芸術に関するプロフェッショナル人材の育成に取り組んでいくことなどが求められます。

真鶴町では、国指定重要無形民俗文化財の「貴船まつり」や多くの町指定重要文化財が町民に親しまれていますが、少子化や高齢化に加え、人口減少が進む中で伝統的な文化行事の後継者の育成が課題となっています。

また、真鶴町の文化財の中には経年的な劣化が進行し修復等が必要なものがあり、今後はその数が増加することが予測されます。

特に旧民俗資料館は老朽化が進み、建物の保存方法の検討や、津波被害リスクの低い地域への移築が課題となっています。

(方針)

- 県民をはじめ多くの人たちが県内各地域の伝統的な文化芸術を知る機会をもち、価値を知って大切に継承していくよう、市町村や学校と連携して、各地域の伝統的な芸能の発表・鑑賞の機会を充実させ、オンラインによる動画配信等を活用しながら県内外に発信する取組を実施します。
- 神奈川の伝統的な文化芸術を継続的に発展させていくために、これまで事業を実施していなかった地域も含め、継承者の育成をめざして、ワークショップを充実させるなどの支援を実施します。
- 県で事業実施した伝統的な芸能に関する事業や、県内に所在する民俗芸能等について、映像及び報告書等を整理し、記録として後世に残していく取組を実施します。
- 県立文化施設の適切な修繕・改修のほか、貴重な文化資源を後世に伝えるための収蔵スペースの確保等に努めるとともに、各施設の特色を生かしながら、文化芸術に関するプロフェッショナル人材を育成するなど、地域文化の振興等に係る環境整

備に取り組みます。

- 文化芸術団体への助成等や、県立文化施設での練習・発表の場の提供、県の文化芸術ポータルサイトによる情報発信などにより、文化芸術活動が継続して行われるよう支援します。

11 集落の整備

(現状・問題点)

過疎地域に所在する集落の多くにおいては、人口減少と高齢化の進展に伴い、地域住民同士が相互に扶助しあいながら生活の維持・向上を図る機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加等が重大な問題となっています。

このような集落が直面する問題に対応するためには、住民が集落の問題を自らの課題として捉え、県や市町村が集落の状況に十分な目配りをした上で施策を実施していくことが大切です。

また、人口減少と高齢化の進展に伴い、単独の集落では暮らしの維持が困難になると、集落の枠組みを超えて、住民の一体感に根ざした複数集落からなる圏域を対象として、広域的に支えあう地域運営の仕組みを作るなどの取組が必要となります。

真鶴町では、公共交通空白地域が存在し、買物、通院及び公共施設利用等といった日常生活や社会生活に不可欠な移動を円滑に行うことができるよう「町民の移動手段」を確保することが必要です。

さらに、近年は移住者も増えつつあり、多様な価値観やライフスタイルのもと、自治会への加入率が低下傾向にある自治会が出てきています。少子化や高齢化に加え人口減少が進む中で、自治会に期待される役割は大きいことから、円滑な活動に向けて支援していくことが求められています。

(方針)

- 県は、市町村が地域住民の現状や地域の実情を把握し、集落対策の方針を示すなどの実効的な集落対策を円滑に展開できるよう、広域自治体として、国の制度と市町村の現場の総合的なコーディネートを実施します。
- 都市部から過疎地域への移住・定住を促進する取組に加え、住宅団地の造成や空き家を活用した住宅整備を行うことや、集落機能の維持や存続が危ぶまれる場合は、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成するなど、国の制度を活用しながら地域の実情に応じた取組の支援を実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(現状・問題点)

人間活動の拡大に起因する地球温暖化により、異常気象等の影響が現れており、今後、温暖化が進むと、更に深刻な影響が及ぶと予測されています。

こうした状況に歯止めをかけるため、県は、脱炭素社会の実現に向けて、「2030（令和12）年度までに県内の温室効果ガス排出量を50%削減（2013年度比）」する中期目標を掲げ、この目標達成に向けて、再生可能エネルギーの導入・利用等を推進しています。

再生可能エネルギーの導入・利用については、これまで、導入ポテンシャルが最も大きい太陽光発電を中心に取り組み、県内の太陽光発電の導入量は増加しているものの、固定価格買取制度（F I T）の見直しによる買取価格の低下等により、新規導入量の伸びが鈍化しているため、再生可能エネルギーの導入の拡大に向けて、更なる取組の推進が必要です。

真鶴町においても、脱炭素社会の実現に向けて、県と同様の中期目標を掲げて取組を推進していますが、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入可能量が多い状況の中、導入が進んでいない状況にあるため、環境負荷が小さい再生可能エネルギーの創出・活用に取り組んでいく必要があります。

また、自治体自らも、温室効果ガスの一排出事業者として、公共施設への太陽光発電等の導入や、公共施設で使用する電力を再エネ電力に切り替えるなど、率先して取り組む必要があります。

(方針)

- 安全で安心な再生可能エネルギーの導入によりエネルギーの地産地消を推進し、脱炭素で持続可能な社会の実現に向けて取り組みます。
- 太陽光発電等の自家消費型再生可能エネルギー設備への導入支援、初期費用ゼロで太陽光発電を導入する事業（住宅用0円ソーラー）による支援、民間事業者と連携した太陽光発電の共同購入など、再生可能エネルギーの導入・利用の促進に向けた取組を後押しするために必要な施策を推進します。



神奈川県

政策局自治振興部地域政策課
横浜市中区日本大通1 〒231-8588
電話(045)210-3275(直通) FAX(045)210-8837